第一条中「岩手県、宮城県及び福島県」を「宮城県石巻市及び福島県南相馬市」に改め、「「特定被災区域」という。」の下に「のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域」を加える。

第二条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の基準省令第一条に規定する基準該当訪問看護（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県一関市の区域並びに宮城県石巻市及び福島県南相馬市の区域（指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域を除く。）に限る。）内に所在する事業所においてこの省令の施行の際現に利用者に対して行われているものに限る。）の事業に係るこの省令による改正前の基準省令の規定（第二条第二項の規定を除く。）の適用については、平成二十五年九月三十日又は当該利用者が他の介護サービスに移行することその他の事由により当該利用者に対する当該基準該当訪問看護の提供が終了する日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）、様式第十六号㈦及び様式第十七号㈣中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（表面）中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○国土交通省令第十号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百四十五条において準用する第百八十七条の規定に基づき、海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

海上保安留置施設及び海上保安被留置者の処遇に関する規則（平成十九年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「、清涼飲料水及び煙草」を「及び清涼飲料水」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○環境省令第九号

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十三条第三項の規定に基づき、環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

環境大臣　石原　伸晃

環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令

環境調査研修所組織規則（平成十五年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「疫学研究部」を「環境・疫学研究部」に改める。

第十二条第二号中「及び研究」の下に「（水俣病発生地域における地域再生・振興及び環境と福祉との相互の関係に関する調査及び研究を含む。）」を加え、同条第三号中「疫学研究部」を「環境・疫学研究部」に改める。

第十五条の見出しを「（環境・疫学研究部の所掌事務）」に改め、同条中「疫学研究部」を「環境・疫学研究部」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　水俣病の自然科学的な調査及び研究に関すること（生態学の観点から行うもの並びに自然界における水銀の動態及び物質の化学的変化に関するものに限る。）。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第七十七号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の規定に基づき、指定養育医療機関医療担当規程（昭和四十年厚生省告示第五百七十三号。以下「規程」という。）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた養育医療に関する改正前の規程第五条の規定による養育医療に係る証明書、意見書等の交付及び改正前の規程第八条の規定による通知については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

第二条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

第五条中「都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区の長」を「市町村長」に改める。

第八条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

第九条中「を管轄する保健所長」を「の市町村長」に改める。

○農林水産省告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字大野字尾迫三〇二五・字橋詰三〇二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇五三、字地吉三〇五七、三〇六〇、三〇六六から三〇六九まで、字上尾迫三〇七〇・三〇七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇七二

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市直川大字下直見字高畑三七九〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）